様式第９号（第８条関係）

標　　　　　　　　　　　　　識

|  |
| --- |
| 建築基準法による命令の公告　建築物の所在地　命令を受けた者の住所及び氏名この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第　　条第　　項の規定に基づき、　　　　　　　　　　を命ずる。　　　　　　年　　月　　日岩国市長　　　　　　　　印　注意　１　この標識は、建築基準法第９条第13項の規定に基づき設置したものである。　２　この標識を損壊した者は、刑法第258条の規定に基づき罰せられることがある。　３　この命令に違反して、この建築物の工事を行った者は、建築基準法第　　条第　　項第　　号の規定により罰せられることがある。　４　この建築物は、行政代執行により取り壊されることがある。　５　この建築物に対する水道電気ガスの供給を保留するよう水道電気ガス事業者に通知した。 |

　備考　１　標識の大きさは、縦72センチメートル、横51センチメートルとする。

　　　　２　標識の材質は、原則として木とする。